

**京都議定書3条14項に関する問題**

**決定 9/CP.7**

**京都議定書3条14項に関する問題**

締約国会議は、

京都議定書3条14項に関する問題を考慮した上で、

その決定8/CP.4、特に決定5/CP.4を参照する箇所を想起し、

ブエノスアイレス行動計画の実施に関するボン合意を含めた決定5/CP.6も想起し、

京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議（訳者注；以下「COP/MOP」）第一回会合で次の決定を採択するよう提案する。

第8回全体会合

2001年11月10日

**決定草案 -/CMP.1**

**京都議定書3条14項に関する問題**

COP/MOPは、

現在および将来の世代に対し気候システムを保護することを決意し、

京都議定書3条14項に関する問題を考慮した上で、

決定8/CP.4および5/CP.4を想起し、

決定5/CP.4および12/CP.5も想起し、

開発途上締約国がその約束をどれだけ効果的に実施するかの程度は、先進国締約国による資金源と技術移転に関する約束の効果的な実施にかかっており、さらに開発途上締約国の第一のそして他の全てに優先するものが経済開発、社会の発展および貧困の撲滅であることを十分に考慮するものであることを、復唱し、

締約国は、人類の現在および将来の世代の利益のため、公平を基本に、また各締約国の共通するが差異のある責任およびそれぞれの能力に応じて、気候システムを保護すべきであり、そのため、先進国締約国は、気候変動とその悪影響との戦いを率先して行うべきであることを復唱し、

条約の下で不釣り合いなまたは非常に大きい負担を負わなければならない開発途上締約国には、全面的な配慮がなされるべきであることを認識し、

低地およびその他の小島嶼諸国、海拔の低い沿岸地帯や乾燥および準乾燥地帯または洪水や干ばつそして砂漠化の起こりがちである地域を有する国、さらに脆弱な山岳生態系を有する開発途上国は、特に気候変動の悪影響に脆弱であることを認識し、

これら諸国、特に開発途上国でその経済が化石燃料の生産、利用、輸出に大きく依存している国では、温室効果ガス排出制限のためにとられる行動の結果、格別な困難があることを認識し、

1. 開発途上締約国、中でも条約の4条8項および9項に明記された諸国での、社会、環境、経済的な悪影響の情報交換や評価の方法開発、さらにはそれら悪影響の最小化を含めた、京都議定書3条14項実施のためのプロセスを確立すると決定し、考慮されるべき問題は、資金の確保、保険、技術移転を含めることとし、

2. 京都議定書3条14項の実施の影響を最小化することは、先進工業国と開発途上国の両方に影響する開発上の懸念であると認識する。附属書Iに含まれる各締約国（訳者注；以下「附属書 締約国」）は、開発途上国に対するこれら行動の結果を全面的に考慮し、また開発途上国へのこれらの悪影響を防止または最小化すると約束する。これら締約国は、そのような行動を費用効率の良い方法であると考える。

3. 附属書 締約国には、それぞれが、京都議定書3条1項に述べられている約束の実施を、開発途上締約国、特に条約4条8項と9項に明記されている諸国への社会、環境、経済におよぼす悪影響を最小限にする形で、京都議定書3条14項に従い、いかに推進しているかに関し、京都議定書7条1項規定の指針に基づく同国の年次目録報告書に必要な補足情報の一端として、情報を提供することが求められ、さらにこれら締約国は、これに関して下記11項で紹介するワークショップで明らかにされた方法に基づき、下記8項に明記された行動に関しての情報を組み入れるよう求められる。

4. 上記3項に述べる情報は、遵守委員会の促進部で検討されるものとする決定し、
5. 非附属書 締約国に対し、京都議定書3条1項規定の約束実施から生じる社会、環境、経済におよぶ悪影響に関して、特別な必要事項や懸念についての情報を提供するよう勧め、条約の附属書IIに含まれる締約国（訳者注；以下「附属書 締約国」）には、その目的のために支援を行うよう要請し、
6. COP/MOPの第2回会合以前に指針を策定して、附属書 締約国が、気候変動の悪影響や、国際貿易への影響、他の締約国、特に開発途上締約国、中でも条約4条8項と9項に明記する諸国への、社会、環境、経済におよぶ影響を含めた、悪影響の最小化にまい進しているかどうかを、下記11項に述べるワークショップで明確にされた方法を基に決定するのを助けると、決定し、
7. 気候変動に関する政府間パネルに対しては、他の関連機関と協力し、地学的な炭素貯蔵技術について現在の情報を網羅する技術報告書を作成し、それを、COP/MOPの第2回会合での検討用に報告するよう勧め、
8. 附属書 締約国およびその他の附属書 締約国で、そうする立場にある国は、京都議定書3条14項規定の各国の約束実施において、次の行動を優先させるべきであること、合意し、
  - (a) 条約の目的追求において、市場価格と外因性を反映させたエネルギー価格改革の必要性を考慮し、市場の不完全性の漸進的な削減または段階的解消、財政上のインセンティブ、そして全ての温室効果ガス部門に対する課税や関税の控除および助成金、
  - (b) 環境上健全でないまたは安全でない技術の利用に伴う助成金の排除
  - (c) 化石燃料の非エネルギー利用に関する技術開発での協力と、この目標に向けての、開発途上締約国への支援、
  - (d) 温室効果ガス排出の少ない先端的な化石燃料技術そして/または温室効果ガスを捕捉し貯蔵する化石燃料関係の技術の開発、普及、移転での協力と、これら技術のより広範囲な利用を促進し、最低開発途上国とその他非附属書 締約国によるこういった努力への参加をやすくし、
  - (e) 化石燃料に関係する上流および下流の活動における効率を改善するために、これらの活動の環境効率改善必要性を考慮した上で、条約4条8項と9項に明記された開発途上締約国の能力を強化し、
  - (f) 開発途上締約国でその経済の多角化において化石燃料の輸出と消費に高い依存性を持つ国に対し、援助を行う。

9. 附属書 締約国に対し、気候変動の悪影響を最小化するための効果的な貢献として、温室効果ガスの排出削減を生むような政策措置採用と、これら諸国の国別報告書の中でこういった政策措置に関係する情報提供を、奨励し、
  
10. 本決定に基づき、附属書 締約国によりとられる行動を検討し、またその第3回会合において、どういったさらなる行動が必要であるかを考察すると決定し、さらに検討されるべき問題の中には、3条14項に基づく資金の確保、保険、技術移転が含まれることとする。
  
11. 事務局に対し、COP/MOPの第2回会合前に、附属書 締約国が3条1項規定の自国の数量化された排出制限および削減約束を達成するため政策措置を実施が、開発途上締約国に与える社会、環境、経済の悪影響を最小化する方法に関し報告するワークショップを企画するよう求め、
  
12. 科学的・技術的助言のための補助機関と実施のための補助機関に対し、上記11項に述べるワークショップの結果を検討し、それに則ってCOP/MOPの第2回会合への提案を行うよう求める。